



Progress～進歩～

一期一会

30年 6月号
 2018年6月発行 (広告)
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅幸繪
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第133号
 発行担当省:川澄 知世

今年も梅雨の季節がやってきました。6月の和風月名は「水無月」と呼ばれますが、由来をご存知でしょうか。由来は諸説あるのですが…「水の無い月」という意味ではなく、「無」という文字は、名詞と名詞を繋ぐための助詞「連体助詞」で「の」という意味をもつことから「水の月」という意味になる、ということのようです。田んぼに水を引く時期であったため、「水の月」。しかし、旧暦の6月を考えれば、文字通り「水の無い月」だ、という説もあり、知れば知るほど面白いものです。昔からの言葉には、人々が自然を感じながら日々の暮らしの中から得られたものが多くあります。その言葉にはどういう意味があるのか、どういう由来があるのか…そういったことを考えてみると、憂鬱になりがちなこの時期も有意義に過ごせるのではないのでしょうか。

個人住民税

6月徴収分から住民税の額が変更となります。個人住民税とは、県や市区町村が行なう住民に対する行政サービスに必要な経費を、住民の方々がその能力(担税力)に応じて広く分担するものです。

納税方法

- 納税方法には、以下の2つがあります。
- ・普通徴収
市町村から届く納付書で、年4回(6月・8月・10月・翌年1月)に分けて納める方法。
 - ・特別徴収
勤務している会社や公的年金の支払者が、市町村からの通知により、給与または年金から差引きした上で、納税義務者にかわって納める方法。

非課税の範囲 (倉敷市の例)

- ・均等割・所得割ともに非課税となる人
- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障害者・未成年者・寡婦または寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人
- ・均等割が非課税となる人
前年中の合計所得金額が表の金額以下の人
- ・所得割が非課税となる人
前年中の総所得金額等の合計額が表の金額以下の人

| 扶養人数(人) | 合計所得金額(円) |
|---------|----------------------|
| 0 | 350,000 |
| 1 | 910,000 |
| 2 | 1,260,000 |
| 3 | 1,610,000 |
| 4 | 1,960,000 |
| 5~ | 1人増すごとに 350,000加算 |

| 扶養人数(人) | 総所得金額等の合計額(円) |
|---------|----------------------|
| 0 | 350,000 |
| 1 | 1,020,000 |
| 2 | 1,370,000 |
| 3 | 1,720,000 |
| 4 | 2,070,000 |
| 5~ | 1人増すごとに 350,000加算 |

- ・減免
納税者が災害にあたり、生活扶助を受けたりなどの特別な事情により、市県民税を納めることが著しく困難な場合は、その状況に応じて税額が減免されます。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：「Vision」
 今月の開催日は**6月13日(水水)**です。
 不透明な経済情勢が続いていますが、このような状況にこそ経営計画が求められています。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

| 開催日 | 対象者 | 申込期限 |
|----------|-----------------|---------|
| 6月13日(水) | 6・7・8・9月決算法人様 | 6月8日(金) |
| 7月12日(木) | 7・8・9・10月決算法人様 | 7月6日(金) |
| 8月9日(木) | 8・9・10・11月決算法人様 | 8月3日(金) |

<6月スケジュール>



| | | |
|-------------------------------|---|---|
| 11 | 月 | *5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 |
| 13 | 水 | *経営計画書作成セミナー：Vision |
| 30 | 土 | *4月決算法人の確定申告・納付期限 |
| | | *10月決算法人の中間申告・納付期限 |
| | | *消費税等(4期)の納付期限 (消費税年税額400万円超の7・1月決算法人) |
| 30日は土曜日のため申告・納期限は7月2日(月)となります | | |

法人・個人事業主がすべき事項

- ・特別徴収の場合、法人・個人事業主(以下、事業所)において、毎月の給与を支給する際、従業員の個人住民税を給与から天引きして、従業員の住む各市区町村に納めなければなりません。**所得税の源泉徴収義務がある事業所は、個人住民税を特別徴収する義務があります。地方税法及び条例により、事業所や従業員的意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。従業員への説明は必要です。**岡山県及び倉敷市を含む県内すべての市町村では、税負担の公平性を確保するために、個人住民税の特別徴収の実施に取り組んでいます。特別な事情があるため特別徴収によることが不適当であると認められる場合を除いては、給与からの特別徴収を徹底することとなりました。
- ・従業員が年度途中で退職・休職等をし、給与から特別徴収ができなくなった場合は、市区町村へ「給与所得者異動届出書」を退職等した日の翌月10日までに提出しなければなりません。
- ・従業員が常時10名未満の事業所は、市区町村へ申請すれば、年12回の納期を、年2回にすることもできます。
- ・従業員の個人住民税を特別徴収している事業所は、5月中に特別徴収税額の通知書が届いていると思います。6月分から翌年5月分までの毎月の徴収額が記載されていますので、6月分の給与から天引きし、納付をお願い致します。

7月10日(火)が期限になっているものがいくつかあります。準備を宜しくお願い致します。



労働保険料の申告・納付

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度に確定申告の上精算することになっており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付します。これを「年度更新」といい、原則として例年6月1日から7月10日までの間にこの手続を行ないます。また、一般拠出金も、年度更新の際に労働保険料と併せて申告・納付することとなっております。

概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、原則として労働保険料の納付を3回に分割することができます。

算定基礎の提出

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4~6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出し、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを定時決定といいます。「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納める保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

- 算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者です。ただし、以下の(1)~(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。
- (1) 6月1日以降に資格取得した方
 - (2) 6月30日以前に退職した方
 - (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

源泉所得税の納付(納期特例を適用している方)

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与等を実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といいます。この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日、7月から12月までの分は翌年1月20日が、それぞれ納付期限になります。この特例を受けるためには、事前に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出することが必要です。また、原則として、提出した日の翌月に支払う給与等から適用となります。

納期特例事務を当事務所にご依頼頂くお客様については、給与台帳等のご用意をお願い致します。また、事業所にて納付書を作成されるお客様についても、**納付漏れがございますと不納付加算税及び延滞税が課せられます**ので、納付漏れの無い様、ご注意ください。

